

《大垣共立》証券総合取引約款・規定集 新旧対照表

(変更日 2026年1月1日)

証券総合取引約款

変更前	変更後
(この約款及び規定の趣旨) 第1条 省略 (証券総合取引の利用) 第2条 お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引をご利用いただけます。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 省略 ⑥ 非課税上場株式等管理に関する規定 ⑦ 省略	(この約款および規定の趣旨) 第1条 省略 (証券総合取引の利用) 第2条 お客さまは、この約款にもとづいて次の各号に掲げる約款・規定に係る取引をご利用いただけます。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 省略 ⑥ 非課税上場株式等管理および非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定 ⑦ 省略
(申込方法) 第3条 省略 (指定預金口座の取り扱い) 第4条 お客さまが第2条各号の約款・規定にもとづく取引のいずれかを申し込む場合には、同時に指定預金口座を届け出してください。指定預金口座は当社本支店（出張所を含みます）及び代理店における普通預金口座又は当座預金口座とします。 2 省略 3 省略 4 省略	(申込方法) 第3条 省略 (指定預金口座の取り扱い) 第4条 お客さまが第2条各号の約款・規定にもとづく取引のいずれかを申し込む場合には、同時に指定預金口座を届け出してください。指定預金口座は当社本支店（出張所を含みます）における普通預金口座または当座預金口座とします。 2 省略 3 省略 4 省略
(共通番号の届出) 第5条 お客さまは、証券総合取引開始時に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関	(共通番号の届出) 第5条 お客さまは、証券総合取引開始時に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関

変更前	変更後
係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号 <u>又は同条第15項に規定する法人番号</u> 。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。	係法令の定めに従って、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号 <u>または同条第16項に規定する法人番号</u> 。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社に届け出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
（当社への届出事項） 第6条 省略	（当社への届出事項） 第6条 省略
（届出事項の変更手続き） 第7条 省略	（届出事項の変更手続き） 第7条 省略
（成年後見人の届出） 第8条 省略	（成年後見人の届出） 第8条 省略
（反社会的勢力との取引拒絶） 第9条 省略	（反社会的勢力との取引拒絶） 第9条 省略
（取引の停止） 第10条 省略	（取引の停止） 第10条 省略
（証券総合取引の解約） 第11条 省略	（証券総合取引の解約） 第11条 省略
（免責事項） 第12条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 前号の事由により振替証券の記録 <u>又は保護預り証券が紛失・滅失・毀損等した場合、又は第4条並びに「国債証券等保護預り規定」第11条及び「証券振替</u>	（免責事項） 第12条 当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 前号の事由により振替証券の記録 <u>または保護預り証券が紛失・滅失・毀損等した場合、または第4条並びに「国債証券等保護預り規定」第10条および「証券</u>

変更前	変更後
<p>決済口座管理規定」第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 省略 ⑦ 省略 ⑧ 省略</p> <p>(連絡事項)</p> <p>第13条 当社は、振替証券<u>及び</u>国債証券等について、次の事項を通知します。</p> <p>① 儻還期限（償還期限がある場合に限ります。） ② 残高照合のための報告 ③ 「国債証券等の保護預り規定」第9条により被償還者に決定したお客さまには、その旨<u>及び</u>償還額 ④ お客さまに対して「証券振替決済口座管理規定」に定める振替機関から通知された事項</p> <p>2 前項第1号の残高照合のための報告は、振替証券等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 省略 4 省略</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 省略</p>	<p>振替決済口座管理規定」第9条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害</p> <p>⑥ 省略 ⑦ 省略 ⑧ 省略</p> <p>(連絡事項)</p> <p>第13条 当社は、振替証券<u>および</u>国債証券等について、次の事項を通知します。</p> <p>① 儻還期限（償還期限がある場合に限ります。） ② 残高照合のための報告 ③ 「国債証券等の保護預り規定」第9条により被償還者に決定したお客さまには、その旨<u>および</u>償還額 ④ お客さまに対して「証券振替決済口座管理規定」に定める振替機関から通知された事項</p> <p>2 前項第2号の残高照合のための報告は、振替証券等の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上通知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行います。</p> <p>3 省略 4 省略</p> <p>(合意管轄)</p> <p>第14条 省略</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第15条 省略</p>

国債証券等の保護預り規定

変更前	変更後
(この規定の趣旨) 第1条 省略	(この規定の趣旨) 第1条 省略
(保護預り証券の保管方法 <u>及び</u> 保管場所) 第2条 省略	(保護預り証券の保管方法 <u>および</u> 保管場所) 第2条 省略
(混合保管に関する同意事項) 第3条 省略	(混合保管に関する同意事項) 第3条 省略
(保護預り口座の開設) 第4条 省略	(保護預り口座の開設) 第4条 省略
(契約期間等) 第5条 省略	(契約期間等) 第5条 省略
(手数料) 第6条 省略	(手数料) 第6条 省略
(預け入れ <u>及び</u> 返還) 第7条 省略	(預け入れ <u>および</u> 返還) 第7条 省略
(保護預り証券の返還に準ずる取り扱い) 第8条 省略	(保護預り証券の返還に準ずる取り扱い) 第8条 省略
(抽せん償還) 第9条 省略	(抽せん償還) 第9条 省略
(償還金等の受け入れ等) 第10条 省略	(償還金等の受け入れ等) 第10条 省略
(緊急措置) 第11条 省略	(緊急措置) 第11条 省略

変更前	変更後
(公示催告等の調査) 第12条 省略	(公示催告等の調査) 第12条 省略
(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) 第13条 省略	(保護預りに関する権利の譲渡、質入れの禁止) 第13条 省略

証券振替決済口座管理規定

変更前	変更後
(この規定の趣旨) 第1条 省略	(この規定の趣旨) 第1条 省略
(振替決済口座) 第2条 省略	(振替決済口座) 第2条 省略
(振替決済口座の開設) 第3条 省略	(振替決済口座の開設) 第3条 省略
(契約期間等) 第4条 省略	(契約期間等) 第4条 省略
(振替の申請) 第5条 省略	(振替の申請) 第5条 省略
(他の口座管理機関への振替) 第6条 省略	(他の口座管理機関への振替) 第6条 省略
(質権の設定) 第7条 省略	(質権の設定) 第7条 省略
(抹消申請の委任) 第8条 省略	(抹消申請の委任) 第8条 省略
(償還金、解約金、利金、 <u>及び</u> 収益分配金の代理受領等) 第9条 振替決済口座に記載 <u>又は</u> 記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消 <u>又は</u> その申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金、利金、 <u>及び</u> 収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって振替投資信託については受託銀行、振決国債について日本銀行、振替一般債については <u>資産管理サービス</u> 信託銀行株式会社からこれを受領し、当社所定の方法により、お客さまの指定預金口座に入金	(償還金、解約金、利金、 <u>および</u> 収益分配金の代理受領等) 第9条 振替決済口座に記載 <u>または</u> 記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消 <u>または</u> その申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金、利金、 <u>および</u> 収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代わって振替投資信託については受託銀行、振決国債について日本銀行、振替一般債については株式会社日本カストディ銀行からこれを受領し、当社所定の方法により、お客さまの指定預金口座に入金いた

変更前	変更後
<p><u>いたします。</u></p> <p>振決国債について元金<u>及び</u>利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>また、振替一般債について機構関与銘柄の償還金<u>及び</u>利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、直接口座管理機関である<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>資産管理サービス信託銀行株式会社</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまの請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第11条 振替機関又は資産管理サービス信託銀行株式会社（以下「振替機関等」といいます。）が、振替法等にもとづき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 省略 ② 省略 ③ 省略</p> <p>(振替機関において取り扱う振替証券の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第12条 省略</p> <p>(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>第13条 省略</p> <p>(分離元本振決国債等の元利統合申請)</p> <p>第14条 省略</p>	<p><u>します。</u></p> <p>振決国債について元金<u>および</u>利子の支払いがあるときは、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当社がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、指定口座に入金します。</p> <p>また、振替一般債について機構関与銘柄の償還金<u>および</u>利金の支払いがあるときは、支払代理人が発行者から受領してから、直接口座管理機関である<u>株式会社日本カストディ銀行</u>が当社に代わってこれを受け取り、当社が<u>株式会社日本カストディ銀行</u>からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまの請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。</p> <p>(口座管理料)</p> <p>第10条 省略</p> <p>(当社の連帯保証義務)</p> <p>第11条 振替機関または株式会社日本カストディ銀行（以下これらを「振替機関等」といいます。）が、振替法等にもとづき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。</p> <p>① 省略 ② 省略 ③ 省略</p> <p>(振替機関において取り扱う振替証券の一部の銘柄の取り扱いを行わない場合の通知)</p> <p>第12条 省略</p> <p>(分離適格振決国債に係る元利分離申請)</p> <p>第13条 省略</p> <p>(分離元本振決国債等の元利統合申請)</p> <p>第14条 省略</p>

変更前	変更後
(機構非関与銘柄の振替の申請)	(機構非関与銘柄の振替の申請)
第15条 省略	第15条 省略
(緊急措置)	(緊急措置)
第16条 省略	第16条 省略
(その他)	(その他)
第17条 省略	第17条 省略

自動けいぞく（累積）投資約款

変更前	変更後
(この約款の趣旨) 第1条 省略	(この約款の趣旨) 第1条 省略
<u>(定義)</u> <u>第1条の2 新設</u>	<u>(定義)</u> <u>第1条の2 累積投資取引とは、あらかじめ定められた方法により、お客さまの指定預金口座から引き落とした金銭または投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）に記載または記録されている投資信託の収益分配金等の金銭を対価として同一種類の投資信託の買付注文を継続的に行い、取得することをいいます。なお、累積投資取引のために、お客さまの金銭を分別する口座を「累積投資口座」といいます。</u>
(申込方法) 第2条 省略	(申込方法) 第2条 省略
(金銭の払込) 第3条 省略	(金銭の払込) 第3条 省略
(買付時期・価格) 第4条 省略	(買付時期・価格) 第4条 省略
(投資信託の管理) 第5条 省略	(投資信託の管理) 第5条 省略
(収益分配金の再投資) 第6条 省略	(収益分配金の再投資) 第6条 省略
(換金及び振替) 第7条 省略	(換金および振替) 第7条 省略
(解約) 第8条 省略	(解約) 第8条 省略

変更前	変更後
(その他) 第9条 省略	(その他) 第9条 省略

<大垣共立> 投資信託定時定額購入サービス取扱規定

変更前	変更後
(この規定の趣旨) 第1条 省略	(この規定の趣旨) 第1条 省略
(定時定額購入サービス) 第2条 省略	(定時定額購入サービス) 第2条 省略
(買付銘柄の選定) 第3条 省略	(買付銘柄の選定) 第3条 省略
(申込方法) 第4条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名・捺印し、これを <u>当社の投資信託取扱店</u> （以下「取扱店」といいます。）に提出し、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 省略 3 本サービスの開始日は、お客様のご指定日がお申込日から起算して5営業日以降の場合には当月の振替日から、それ以前の場合は翌月の振替日から可能になります。 4 省略	(申込方法) 第4条 お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上、署名または押印し、これを取扱店に提出し、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。 2 省略 3 本サービスの開始日は、お客様のご指定日がお申込日から起算して5営業日目以降の場合には当月の振替日から、それ以前の場合は翌月の振替日から可能になります。 4 省略
(申込内容の変更) 第5条 省略	(申込内容の変更) 第5条 省略
(買付の方法) 第6条 省略	(買付の方法) 第6条 省略
(買付時期及び価額) 第7条 省略	(買付時期および価額) 第7条 省略
(振替及び収益分配金の再投資) 第8条 省略	(振替および収益分配金の再投資) 第8条 省略
(取引及び残高の通知) 第9条 省略	(取引および残高の通知) 第9条 省略

変更前	変更後
(選定銘柄の除外) 第10条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅延なく通知するものとします。 ① 省略 ② 当該選定銘柄の <u>買付口座数</u> が当社の定める所定の口数以下となった場合 ③ 省略	(選定銘柄の除外) 第10条 選定銘柄が以下の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該銘柄を選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当社は、お客さまに遅延なく通知するものとします。 ① 省略 ② 当該選定銘柄の <u>買付口数</u> が当社の定める所定の口数以下となった場合 ③ 省略
(解約) 第11条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 省略 ⑥ 前条の規定により、全ての指定銘柄から除外されたとき ⑦ 省略	(解約) 第11条 本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。 ① 省略 ② 省略 ③ 省略 ④ 省略 ⑤ 省略 ⑥ 前条の規定により、全ての指定銘柄が、 <u>選定銘柄</u> から除外されたとき ⑦ 省略
(その他) 第12条 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によても利子をお支払いしません。 2 第9条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、 <u>又は到着しなかつた</u> 場合においては、通常到着すべき <u>とき</u> に到着したものとして取り扱うことができるものとします。 3 省略	(その他) 第12条 当社はこの契約にもとづいてお預りした金銭に対しては、いかなる名目によても利子をお支払いしません。 第9条の規定に従い、お客さまに対し当社よりなされた本サービスに関する諸通知が転居、不在その他お客さまの責に帰すべき事由により延着し、 <u>または到着しなかつた</u> 場合においては、通常到着すべき <u>日時</u> に到着したものとして取り扱うことができるものとします。 3 省略

証券特定口座規定

変更前	変更後
(この規定の趣旨) 第1条 省略	(この規定の趣旨) 第1条 省略
(特定口座開設届出書等の提出) 第2条 省略	(特定口座開設届出書等の提出) 第2条 省略
(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出) 第3条 省略	(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出) 第3条 省略
(特定保管勘定における処理) 第4条 省略	(特定保管勘定における処理) 第4条 省略
(特定上場株式配当等勘定における処理) 第5条 省略	(特定上場株式配当等勘定における処理) 第5条 省略
(特定口座を通じた取引) 第6条 特定口座を開設したお客さまが当社との間で行う証券投資信託 <u>及び</u> 公共債の取引に関しては、お客さまから特段のお申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。 2 前項にかかわらず、非課税上場株式等管理に関する規定にもとづく非課税口座を開設されているお客さまについては、証券投資信託 <u>及び</u> 公共債の取引を当該非課税口座に設けられる非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。	(特定口座を通じた取引) 第6条 特定口座を開設したお客さまが当社との間で行う証券投資信託 <u>および</u> 公共債の取引に関しては、お客さまから特段のお申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。 2 前項にかかわらず、 <u>非課税上場株式等管理、非課税累積投資</u> および <u>特定非課税累積投資</u> に関する規定にもとづく非課税口座を開設されているお客さま（ <u>購入に係る取引</u> については、 <u>その年分の特定非課税管理勘定が当社の非課税口座に設けられているお客さまに限ります。</u> ）については、証券投資信託（ <u>特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。</u> ）の取引を当該非課税口座に設けられる <u>特定非課税管理勘定</u> で行うか、特定口座で行うかを選択していただくものとします。

変更前	変更後
<p>(所得金額の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(特定口座に受け入れる証券投資信託<u>及び</u>公共債の範囲等)</p> <p>第8条 当社は、お客さまの特定保管勘定において次の証券投資信託<u>及び</u>公共債のみを受け入れます。なお、下記に該当する証券投資信託<u>又は</u>公共債であっても、当社の都合により特定口座に受け入れないことがあります。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）<u>又は</u>遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した証券投資信託<u>又は</u>公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人<u>又は</u>当該遺贈に係る包括遺贈者（以下「当該被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座内で管理されていた証券投資信託<u>又は</u>公共債、<u>若しくは</u>当該被相続人等が当社に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた証券投資信託<u>又は</u>公共債、<u>又は</u>当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載<u>又は</u>記録がされていた証券投資信託<u>又は</u>公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載<u>又は</u>記録がされているものであって、所定の方法により当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する証券投資信託の収益分配金<u>及び</u>公共債の利子の範囲)</p> <p>第9条 省略</p>	<p>(所得金額の計算)</p> <p>第7条 省略</p> <p>(特定口座に受け入れる証券投資信託<u>および</u>公共債の範囲等)</p> <p>第8条 当社は、お客さまの特定保管勘定において次の証券投資信託<u>および</u>公共債のみを受け入れます。なお、下記に該当する証券投資信託<u>または</u>公共債であっても、当社の都合により特定口座に受け入れないことがあります。</p> <p>② 省略</p> <p>③ 省略</p> <p>④ 贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）<u>または</u>遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した証券投資信託<u>または</u>公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人<u>または</u>当該遺贈に係る包括遺贈者（以下これらを「当該被相続人等」といいます。）が開設していた特定口座内で管理されていた証券投資信託<u>または</u>公共債、<u>もしくは</u>当該被相続人等が当社に開設していた、法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座（以下「非課税口座」といいます。）で管理されていた証券投資信託、<u>または</u>当該被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載<u>または</u>記録がされていた証券投資信託<u>または</u>公共債で、引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載<u>または</u>記録がされているものであって、所定の方法により当社の特定口座に移管（同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。）されるもの。</p> <p>④ 省略</p> <p>⑤ 省略</p> <p>(源泉徴収選択口座で受領する証券投資信託の収益分配金<u>および</u>公共債の利子の範囲)</p> <p>第9条 省略</p>

変更前	変更後
(譲渡の方法) 第10条 省略 (源泉徴収) 第11条 省略	(譲渡の方法) 第10条 省略 (源泉徴収) 第11条 省略
(特定口座からの証券投資信託又は公共債の払い出しに関する通知) 第12条 お客さまが特定口座から証券投資信託の全部又は一部の払い出しを行った場合には、当社は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第10項第1号に定めるところにより当該払い出しの通知を行います。 (証券投資信託及び公共債の移管) 第13条 省略	(特定口座からの証券投資信託または公共債の払い出しに関する通知) 第12条 お客さまが特定口座から証券投資信託の全部または一部の払い出しを行った場合には、当社は、お客さまに対し、施行令第25条の10の2第11項第1号に定めるところにより当該払い出しの通知を行います。 (証券投資信託および公共債の移管) 第13条 省略
(贈与、相続又は遺贈による特定口座への受け入れ) 第14条 省略	(贈与、相続または遺贈による特定口座への受け入れ) 第14条 省略
(年間取引報告書等の送付) 第15条 省略	(年間取引報告書等の送付) 第15条 省略
(届出事項の変更) 第16条 省略	(届出事項の変更) 第16条 省略
(契約の終了) 第17条 省略	(契約の終了) 第17条 省略
(免責事項) 第18条 省略	(免責事項) 第18条 省略
(特定口座に係る事務) 第19条 省略	(特定口座に係る事務) 第19条 省略

非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する規定

変更前	変更後
(この規定の趣旨) 第1条 省略 (非課税口座開設届出書の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第19項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以降省略)	(この規定の趣旨) 第1条 省略 (非課税口座開設届出書の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第18条の15の3第20項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の13第33項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (以降省略)
2～6 省略	2～6 省略
7 新設	7 お客様が当社に提出された「非課税口座開設届出書」が、法第37条の14第7項第2号の規定により、所轄税務署長から、当社が受理または当社に提出することができないものに該当する旨およびその理由の通知を受けた場合、または法第37条の14第21項第2号の規定により、お客様に係る変更届出事項もしくは廃止届出事項の提供がない場合もしくは廃止通知書

変更前	変更後
	<p>に係る提出事項の提供を受けた時前に既に当該所轄税務署もしくは他の税務署に対して同一のお客さまに係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限る。）の提供がある場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取り扱い、所得税等に関する法令の規定が適用されます。</p>
<p>（個人番号未告知口座の取り扱い）</p> <p>第2条の2 省略</p>	<p>（個人番号未告知口座の取り扱い）</p> <p>第2条の2 省略</p>
<p>（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載<u>若しくは記録又は保管</u>の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>若しくは記録又は保管</u>の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、<u>所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>提供</u>があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載<u>もしくは記録または保管</u>の委託がされる上場株式等につき、当該記載<u>もしくは記録または保管</u>の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」<u>または</u>「勘定廃止通知書」が提出された場合は、<u>これらの書類の提出</u>があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に<u>これらの書類の提出</u>があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>（特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>第3条の2 省略</p>	<p>（特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>第3条の2 省略</p>

変更前	変更後
<p>(非課税管理勘定又は累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。</p> <p>①公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされることその他の内閣総理大臣が</p>	<p>(非課税管理勘定または累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)</p> <p>第4条 省略</p> <p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 省略</p> <p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条の2 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>① 省略</p> <p>② 施行令第25条の13第32項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。</p> <p>①公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされることその他の内閣</p>

変更前	変更後
財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ② 省略 (譲渡の方法) 第6条 省略 (非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第7条 省略 (非課税管理勘定終了時の取り扱い) 第8条 省略 (累積投資勘定終了時の取り扱い) 第8条の2 省略 (累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 省略 (非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取り扱い) 第10条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、 <u>当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから一般口座での取引として取り扱わせていただきます。</u> その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うことといたします。	総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの ② 省略 (譲渡の方法) 第6条 省略 (非課税口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第7条 省略 (非課税管理勘定終了時の取り扱い) 第8条 省略 (累積投資勘定終了時の取り扱い) 第8条の2 省略 (累積投資勘定または特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認) 第9条 省略 (非課税口座開設後に重複していることが判明した場合の取り扱い) 第10条 お客様が当社に対して非課税口座開設届出書の提出をし、当社において非課税口座の開設をした後に、 <u>当該非課税口座または非課税口座に設定した勘定が重複していることが判明し、当該非課税口座が法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合または当該勘定が同条第22項の規定により特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座、または特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に該当しない勘定で行っていた取引については、その開設または設定のときから一般口座での取引として取り扱います。</u> その後、当社において速やかに特定口座への移管を行うこととします。

変更前	変更後
<p>(非課税口座での取引である旨の明示)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 省略 ② 法第37条の14<u>第22項</u>第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日 ③ お客様が、出国により居住者<u>又は</u>国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、法第37条の14<u>第26項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ 省略 	<p>(非課税口座での取引である旨の明示)</p> <p>第11条 省略</p> <p>(契約の解除)</p> <p>第12条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 省略 ② 法第37条の14<u>第23項</u>第2号に定める「出国届出書」の提出があった場合は、出国日 ③ お客様が、出国により居住者<u>または</u>国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合は、法第37条の14<u>第27項</u>の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日） ④ 省略

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する規定

変更前	変更後
<p>第1章 総則 (この規定の趣旨) 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して2023年9月30日までに法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の1第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第20項により読み替えて準用する施行令第25条の1第3第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p> <p>3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p>	<p>第1章 総則 (この規定の趣旨) 省略</p> <p>第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座廃止届出書の提出)</p> <p>第2条 1. 2. 削除</p>
	<p>お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。</p>

変更前	変更後
<p><u>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</u></p> <p><u>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等の内、当社で取り扱う公募株式投資信託をいいます。この規定の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。）</u></p> <p><u>（以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。）</u></p> <p><u>につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016年から2023年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p> <p><u>2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p><u>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</u></p>	<p><u>(継続管理勘定の設定)</u></p> <p><u>第3条 1. 2. 削除</u></p> <p>未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この規定に基づき振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年から2028年までの各年（お客さまがその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。）の1月1日に設けられます。</p>

変更前	変更後
<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載<u>若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。</u></p>	<p>(非課税管理勘定および継続管理勘定における処理)</p> <p>第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載<u>もしくは記録または保管の委託は、当該記載もしくは記録または保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定</u> (この約款に基づき振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等 (法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条および第25条第1項を除き、以下同じ。) (以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。) につき、当該記載または記録に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) または継続管理勘定において処理します。</p>
<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該未成年者口座が開設されている当社の振替口座簿に記載<u>若しくは記録がされ、又は当社に保管の委託がされるものに限ります。</u>) のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間 (以下「受入期間」といいます。) に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。) の合計額が80万円 (②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額) を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の</p>	<p>(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>第5条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該未成年者口座が開設されている当社の振替口座簿に記載<u>もしくは記録がされ、または当社に保管の委託がされるものに限ります。</u>) のみを受け入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間 (以下「受入期間」といいます。) に受け入れた上場株式等の取得対価の額 (購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払い出し時の金額をいいます。) の合計額が80万円 (②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払い出し時の金額を控除した金額) を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社から取得をした上場株式等または当社が行う上場株式等の募集 (金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。) により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の</p>

変更前	変更後
<p>年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>施行規則第18条の15の10第3項第1号</u>に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② <u>施行令第25条の13の8第4項</u>により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください）</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年12月31日</u>までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① <u>災害等による返還等</u>による未成年者口座からの払い出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p>	<p>年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客さまが当社に対し、<u>租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号</u>に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の提出をして移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13の8第4項</u>により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日（以下「5年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等（この場合、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください）</p> <p>③ 省略</p> <p>（譲渡の方法）</p> <p>第6条 省略</p> <p>（課税未成年者口座等への移管）</p> <p>第7条 省略</p> <p>（非課税管理勘定および継続管理勘定の管理）</p> <p>第8条 非課税管理勘定または継続管理勘定に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下「基準年」といいます。）</u>の前年12月31日までは、次に定める取り扱いとなります。</p> <p>① <u>災害、疾病その他、施行令第25条の13の8第8項</u>で定めるやむを得ない事由による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載もしくは記録または預け入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）による未成年者口座からの払い出しによる移管または返還を除き、当</p>

変更前	変更後
<p>② 省略 ③ 省略</p> <p>(未成年者口座<u>及び</u>課税未成年者口座の廃止) <u>第9条 第7条</u><u>若しくは</u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由<u>又は</u>災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座<u>及び</u>当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を<u>廃止いたします。</u></p> <p><u>2. 新設</u></p>	<p>該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管<u>または</u>当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと</p> <p>② 省略 ③ 省略</p> <p>(未成年者口座<u>および</u>課税未成年者口座の廃止) <u>第9条 第7条</u><u>もししくは</u>前条に規定する要件に該当しないこととなる事由<u>または</u>災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座<u>および</u>当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を<u>廃止します。</u></p> <p><u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該未成年者口座<u>および</u>当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。</u></p> <p>① <u>非課税管理勘定</u>に係る年分のうち最も新しい年分の<u>非課税管理勘定</u>が設けられた日の属する年の<u>1月1日</u>から<u>5年</u>を経過する日の<u>翌日</u> ② <u>お客様がその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> ③ <u>2026年1月1日</u></p>
<p>(未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第10条 省略</p>	<p>(未成年者口座内上場株式等の払い出しに関する通知) 第10条 省略</p>
<p>(継続管理勘定等への移管) 第11条 省略</p>	<p>(継続管理勘定等への移管) 第11条 省略</p>
<p>(出国時の取り扱い) 第12条 省略</p>	<p>(出国時の取り扱い) 第12条 省略</p>

変更前	変更後
第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 省略 (課税管理勘定における処理) 第14条 省略 (譲渡の方法) 第15条 省略 (課税管理勘定での管理) 第16条 省略 (課税管理勘定の金銭等の管理) 第17条 省略 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第18条 第16条 <u>若しくは</u> 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を <u>廃止いたします。</u>	第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定) 第13条 省略 (課税管理勘定における処理) 第14条 省略 (譲渡の方法) 第15条 省略 (課税管理勘定での管理) 第16条 省略 (課税管理勘定の金銭等の管理) 第17条 省略 (未成年者口座および課税未成年者口座の廃止) 第18条 第16条 <u>もしくは</u> 前条に規定する要件に該当しないこととなる事由または災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を <u>廃止します。</u> <u>2 次に掲げるいずれか遅い日において未成年者口座を開設している場合には、当該課税未成年者口座および当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。</u> <u>① 非課税管理勘定に係る年分のうち最も新しい年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日の翌日</u> <u>② お客さまがその年の1月1日において18歳である年の1月1日</u> <u>③ 2026年1月1日</u> (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合) 第19条 省略

変更前	変更後
(出国時の取り扱い) 第20条 省略	(出国時の取り扱い) 第20条 省略
第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理) 第21条 省略	第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理) 第21条 省略
第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第22条 省略	第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出) 第22条 省略
(法定代理人の変更) 第23条 省略	(法定代理人の変更) 第23条 省略
第6章 その他の通則 (取引残高の通知) 第24条 省略	第6章 その他の通則 (取引残高の通知) 第24条 省略
(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示) 第25条 お客様が受入期間内に、当社から取得した上場株式等（未成年者口座への受け入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受け入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、又は当社が行う上場株式等の募集により取得した上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。 2 省略	(課税未成年者口座取引である旨の明示) 第25条 お客様が受入期間内に、当社から取得した上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、または当社が行う上場株式等の募集により取得した上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受け入れである旨の明示を行っていただく必要があります。 2 省略
(基準年以降の手続き等) 第26条 省略	(基準年以降の手続き等) 第26条 省略

変更前	変更後
(非課税口座のみなし開設) 第27条 2024年以後の各年（ <u>その年</u> 1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、 <u>居住者又は恒久的施設</u> を有する非居住者のいざれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客さまが <u>その年</u> 1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して <u>非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u> が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。	(非課税口座のみなし開設) 第27条 2024年以後の各年（ <u>その年</u> 1月1日においてお客さまが18歳である年に限ります。）の1月1日においてお客さまが当社に未成年者口座を開設している場合（出国等により、 <u>居住者または恒久的施設</u> を有する非居住者のいざれにも該当しないこととなっている場合を除きます。）には、当該未成年者口座が開設されている当社において、同日に法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。 2 前項の場合には、お客さまが <u>その年</u> 1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して「 <u>非課税口座開設届出書（法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。）</u> 」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）が締結されたものとみなします。
(本契約の解除) 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① 省略 ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 新設	(本契約の解除) 第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ① 省略 ② 法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合は、法第37条の14の2第20項第1号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ③ 第9条第2項に掲げる日において未成年者口座を開設している場合 法第37条の14の2第20項第2号の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日 ④ 施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合は、出国日 ⑤ お客さまが出国により <u>居住者または恒久的施設</u> を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが

変更前	変更後
<p>出国の日の前日までに<u>第12条</u>の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) は、法第37条の14の2<u>第20項</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑤ お客様が出国の日の前日までに<u>第12条</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8<u>第20項</u>で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>	<p>出国の日の前日までに<u>第12条第1項</u>の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) は、法第37条の14の2<u>第20項第1号</u>の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）</p> <p>⑥ お客様が出国の日の前日までに<u>第12条第1項</u>の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合は、その年の1月1においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑦ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、施行令第25条の13の8<u>第20項</u>で準用する施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合は、本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日</p>